

観光振興・新石垣空港建設促進特別委員  
会記録

<第2号>

平成20年第1回沖縄県議会（2月定例会）

平成20年3月24日（月曜日）

沖 縄 県 議 会

## 観光振興・新石垣空港建設促進特別委員会記録〈第2号〉

---

### 開会の日時

年月日 平成20年 3月24日 月曜日  
開 会 午前10時41分  
散 会 午後 2時07分

---

### 場 所

第5委員会室

---

### 議 題

- 1 観光の振興及び新石垣空港の建設促進並びにこれらに関連する諸問題の調査及び対策の樹立（第3次沖縄県観光振興計画について、平成20年度ビジットおきなわ計画について並びに航空運賃値上げに伴う修学旅行誘致への影響等について）
- 2 観光の振興及び新石垣空港の建設促進並びにこれらに関連する諸問題の調査及び対策の樹立（新石垣空港の整備事業の進捗状況と県の取り組みについて）
- 3 陳情平成17年第27号、同第55号、同第94号、同第97号、同第102号及び同第171号の6
- 4 閉会中継続審査（調査）について
- 5 沖縄修学旅行の推進について（追加議題）

---

### 出 席 委 員

委 員 長 國 場 幸之助 君  
副 委 員 長 嶺 井 光 君  
委 員 仲 田 弘 毅 君

委	員	辻	野	ヒ	ロ	子	君
委	員	安	里			進	君
委	員	新	垣	哲	司		君
委	員	當	山	眞	市		君
委	員	糸	洲	朝	則		君
委	員	當	山		弘		君
委	員	兼	城	賢	次		君
委	員	高	嶺	善	伸		君
委	員	比	嘉	京	子		君
委	員	外	間	久	子		君

委員外議員 なし

---

#### 欠席委員

なし

---

#### 説明のため出席した者の職・氏名

観	光	商	工	部	長	仲	田	秀	光	君
観	光	企	画	課	長	久	田		裕	君
土	木	建	築	部	長	首	里	勇	治	君
新	石	垣	空	港	統	括	監	根	路	銘
道	路	街	路	課	長	仲	田	文	昭	君
新	石	垣	空	港	課	長	栄	野	川	盛
								信		君

---

○**國場幸之助委員長** ただいまから、観光振興・新石垣空港建設促進特別委員会を開会いたします。

陳情平成17年第27号外5件、本委員会付議事件観光の振興及び新石垣空港の建設促進並びにこれらに関連する諸問題の調査及び対策の樹立に係る第3次沖縄県観光振興計画について、平成20年度ビジットおきなわ計画について航空運

賃値上げに伴う修学旅行誘致への影響等について、新石垣空港の整備事業の進捗状況と県の取り組みについて及び閉会中継続審査調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、観光商工部長及び土木建築部長の出席を求めています。

まず初めに、観光商工関連の陳平成17年第55項外2件の審査を行います。

ただいまの陳情について、観光商工部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

**○仲田秀光観光商工部長** それでは、観光商工部関係の陳情につきましてその処理方針を御説明いたします。

お手元に配付しております、処理方針の目次をごらんください。観光商工部関係は継続3件となっております。

継続案件の陳情平成17年第55号、陳情平成17年第102号及び陳情平成17年第171号の6につきましては前回と状況が変わっておりませんので、説明を省略させていただきます。

以上が観光商工部関係の陳情に係る処理方針であります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

**○國場幸之助委員長** 観光商工部長の説明は終わりました。これより各陳情に対する質疑を行います。質疑に当たっては重複することがないように簡潔をお願いいたします。なお、質疑、答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。質疑はありませんか

外間久子委員。

**○外間久子委員** 最後ですので、カジノの問題で、最後まで聞いておきたいと思ひまして。

1つにはカジノ・エンターテインメント検討委員会も立ち上げられて誘致するという前提なんですけれども、やはり沖縄の豊かな自然というイメージに与える影響が出てこないかと思うんですけれども、これについては観光商工部としてはどのように判断していらっしゃいますか。

**○仲田秀光観光商工部長** まだ、自然環境に与える影響とか具体的な施設の対応等については、検討はこれからでございます。

○外間久子委員 カジノ・エンターテインメント検討委員会を立ち上げて海外視察はなさっていらっしゃるんですが、やはり海外視察する前に我が沖縄県に誘致をするというのであれば、沖縄の足元の自然環境に与える影響はどうなんだろうかと、こういうことをひとつ皆さん方、観光商工部としてもやはり助言する必要があったんじゃないですか、その辺はなさったんですか。海外へ行くことだけを検討するのではなくて。

○仲田秀光観光商工部長 平成19年度のエンターテインメントの検討委員会につきましては、その課題とか、懸念される事項について専門家、それから各委員の意見等を出していただいて、具体的にその懸念される事項が専門家の意見からどうなっているか、それから各国家ですね、既存の資料でどうなっているかというのと、それから実際の現場を見てもらうということで検討されています。その対応、大きさとか規模とか、そういうものについては次年度の検討委員会で具体的に検討していこうと考えております。

○外間久子委員 全国のいろんな資料も読ませてもらっているんですが、北海道も豊かな自然を持っているということで、やはり誘致もやりたい。ところが北海道の豊かな自然のイメージが壊れてしまうんじゃないか、札幌市にしても旭川市にしても、北海道の中の何か所の中でもやはりそういう意見が出てきて、やはり北海道の豊かな自然のイメージが壊されてきて、いろいろやってくるとカジノを導入したほうが効果的なのか、観光振興の分できちんと自然を生かした観光がいいのか、北海道の中でも論議が交わされている。私はやはりまずそういうふうな、どうするかと北海道は足元のこの部分から調査をやっているけれども、やはり私は沖縄だって北海道と同じように豊かな自然を持ってるだけに、ここの部分っていうのがもう少し、議論をやはり深めて当たり前だっただと思うんですが、やはりこの辺がなされないままに、ちょっと先走りしてるといった感じがするんですが、これはこれを優先して次なさるのか、沖縄の自然環境に与える影響というものはちゃんとやるのかどうか、もう一度。

○仲田秀光観光商工部長 施設がですね、直接エンターテインメントを含んでの施設というふうに想定されるようなカジノ対応にもいろいろあって、都市型とですね、リゾート型とかいうふうな世界各地にありますので、そういった具体的な形態を示しながら、規模とかをシミュレーションしながら次年度以降は検討していこうと思っています。

○外間久子委員 1点ですが、やはり外国において、カジノを誘致したということは、やはり地元の住民の意見がどうなってるかと。まず地元誘致するからには、地元がどうなのかということをやはりきちっとつかんだ上で成功したところは成功した。ところが日本ギャンブル・ゲーミング学会の理事である美原融とおっしゃる方も、やはりなんといっても誘致するからには、住民の反対意見があったら、やはりそれはもう負のイメージになってしまうと御指摘していらっしゃるんですね、その辺は住民の皆さん方の合意が得られるというふうに判断して、このカジノ・エンターテインメント検討委員会を立ち上げられたんですか。

○仲田秀光観光商工部長 特にそういう前提でやってるわけではございません。

○外間久子委員 じゃ前提でやってないということであれば、この成功したところというのは、やはり住民の意見をきちっと尊重してるということなので、その部分についての住民の意見はどう把握するかっていうのもどういう形で、カジノ・エンターテインメント検討委員会が代表するわけじゃないでしょう。住民の意見というのはどういうふうに判断していらっしゃるんですか。

○仲田秀光観光商工部長 国のですね、国のというか自由民主党の小委員会の報告でも、誘致とか設置する場合には地元意見を聞くというふうに想定されておりますので、そういった法案が通るときには、その辺の対応が出てくるのではないかと考えております。

○外間久子委員 いずれにしてもやはり、女性団体、人口の半分の女たちは沖縄においても、やはりそれについては反対だという声が出ているだけに、やはりこれを強引に進めるといふことはいかななものかと思うんですが、ここは慎重にきちっとやはり人口の半分は女たちなんで、女たちが反対したら、それはできないと。誘致は困難だというふうに判断の材料にできます、しますか、それとも一方的に政治的な判断で押し切るという方向ですか。

○仲田秀光観光商工部長 女性とかというふうなものとは別にですね、やはり地域の判断というのが大事になるのではないかと想定されておりますので、その辺は対応したいと思います。

○外間久子委員 やはり、カジノが合法化されたときのギャンブルの依存症というのが、やはり深刻化してくると思いますけれども、その辺の依存症の実態というのは皆さん方はきちんと認識していらっしゃるのか。

○仲田秀光観光商工部長 これは直接我々が依存症とかという対応ではないんですけども、報告書とかそういうものの内容で把握しております。

○外間久子委員 やはり私は、現在の沖縄県のパチンコもスロットマシンもそうだと思うんだけど、やはり依存症というのは結構出てきてると。出てきてるけれども、社会的な認知度はどうなっていると皆さん判断してますか。

要するにパチンコもスロットマシンの依存症も今全国的に沖縄県でもふえてるわけですね、ふえてるけれども社会的に認知されてると思うのか。

その依存症が。社会的にふえたなど、これは社会的にやはりこの辺の判断がきちっと認知されてると沖縄県は認識してるのかどうか。

○仲田秀光観光商工部長 依存症が現にあるという認識はしております。

○外間久子委員 認識はしている。これあなたたちは認識していると思う。社会的に認知されているというふうに思っているの。

○仲田秀光観光商工部長 その辺はまだ十分に把握されておられません。

○外間久子委員 やはり社会的に認知されているというふうに、じゃ今沖縄県でどれくらいのパチンコやスロットマシン、あるいは全国でもどれくらいのパチンコやスロットマシンによる依存症という数はどれくらいだというふうに皆さん押さえていらっしゃる。数ですよ。

○仲田秀光観光商工部長 特に依存症の数とかというのは我々の方では把握していません。

○外間久子委員 やはり今全国で、パチンコとスロットマシンだけでも100万人から200万人だというふうに言われているわけです。その依存症というのがね。それは私もものでしか読んでないけれども、100万人から200万人だということが言われてるわけですね。その中でも、特にパチンコとスロットマシン

が8割を占めてるというわけ。100万人の中の8割、現在。我が沖縄県においての、このパチンコの依存症という実態はつかんでいるの。

○仲田秀光観光商工部長 我がほうとしては特につかんでおりません。

○外間久子委員 これをつかむ考えはありますか。

○仲田秀光観光商工部長 関係機関と直接は予定しておりませんが、関係機関と十分調査できるならば、その方面で調査したいと考えております。

○外間久子委員 やはりパチンコとスロットマシンの依存症が、特に沖縄ではその女性のパチンコの依存症が多いと新聞でもたたかれたことがあるんだけど、この実態をつかまないと、さらにこのギャンブルの問題、カジノが導入されたらさらに輪をかけてひどくなってくると思うんで、まずは足元の今あるパチンコとスロットマシンのこの県内における実態というのを皆さん方は予算をかけてもつかむ必要があるんじゃないかと思うけれどもどうですか。

○仲田秀光観光商工部長 カジノに限ってのですね、その課題、対応そういった方面からアプローチしたいと考えております。

○外間久子委員 よく言われるそのギャンブル依存症という、これは病気の学会で認められてるんですか。

○仲田秀光観光商工部長 専門分野じゃないんで私のほうでは断定的なことは言えません。

○外間久子委員 わからないでは済まされない。あんたたち勉強させてるんだのに。委員会に担当参加してるんでしょ、ちゃんと答弁してくださいよ。カジノ・エンターテインメント検討委員会で勉強したでしょう。医者呼んで、私も参加したけれども。

○仲田秀光観光商工部長 学会で認められてるかどうかという判断は我々ではできないという、報告書での範囲ではできますけれども。どういう報告が出されているという把握はできますけれども。



○外間久子委員　じゃあその依存症というのはどんな症状がありますか。勉強したでしょう、精神科の先生呼んでやってるんだのに。

○久田裕観光企画課長　パチンコの問題の前にですね、このパチンコ依存症の問題は、カジノ・エンターテインメント検討委員会でも結構話は出てきました。ただその中で1つ出てきたのは、この現在の沖縄県のパチンコ、スロットマシンの依存症の問題と、カジノの依存症の問題が、同列に議論できるのかなという意見がございました。これはなぜかと言いますと、たとえば、世界のカジノの例も見ても、全部入り口でチェックを受けるんですね、要するに入場自体ができない。そういった依存症はですね。そういった対策が講じられているんですね。

ところが今現在のパチンコ、スロットマシンというのは、要するに年寄りからだれでも、草履履いてでも入れるというような状況とですね、やっぱり規制するのと、これと同列に議論できるのかなという疑問が提示されました。だから、要するに比較的肯定的な意見でもですね、むしろ比較的今パチンコの依存症に対して非常に社会的に対策が弱いというふうに言われてるわけなんです。でも、それも含めた形でカジノの中で対策を講じる方法もあるんじゃないかという意見もございました。確かに今、現実の実態として第2回目に、独立行政法人国立病院機構琉球病院、村上院長に特別に依存症について講演をしていただきましたけど、実際学会でもですね、そのギャンブルの依存症としたはっきりとしたいろいろ複合的なものが重なってるんで、アルコールであるとかですね、なかなか特定しにくいと、現実的にですね、という難しいお話はなさっておりました。それで、一定程度ギャンブル依存症というのは世界的にその指標がいくつか10項目にわたって調査する項目がありまして、それに応じてその項目にいくつ該当するかによって依存症という判断をするというふうな話はございました。それがまだ日本では、具体的にそういった学会でも調査されていないというのが現状というお話でした。

○外間久子委員　やはりこの依存症というのは、やはり皆さん方がお勉強する村上先生を呼んだ講演会の中で、依存症の治療の方法というのは、やはり社会的にどのような対応が求められるとか、治療方法としては。対応するとういうのは要するにカジノの全体ということだけれども、カジノの全体の中でやるにしても、治療の方法としてはどんなふうなものがあると言われてるんですか。

○久田裕観光企画課長　まず1つの方法としてはですね、世界でとられている

例なんです、まず依存症患者が、みずから申告する、あるいは家族が申告してこの人は入れないでくださいという事前のチェックというのが1つですね。それから依存症になった場合の対策をどうするかということなんです、これについては、世界の対策の例でもその事業者の収益の一定割合をその依存症対策に充てると。要するに、依存症を回復するためのいろんな研究であるとか、あるいはその依存症対策者の更生に充てるという方式がとられてるというふうに世界では言われています。じゃ沖縄で今後どうするかっていう話、もしカジノをやる場合ですね。これについては今の段階ではまだそこまでは至ってないんですが、カジノ・エンターテインメント検討委員会では来年度以降、やっぱりいろいろ理論が必要じゃないかなと。どういう対策を講じれば、そういったことが依存症を防ぐ、あるいは未然に最小限に抑えることができるのか、あるいはパチンコの依存症に対してもどうするのかと。そういった議論を、来年度やっぱりやる必要があるのかなという気がします。

**○外間久子委員** 先ほど外国の例を出しましたけれども、入口の方で依存症患者は入れないということ、何を根拠にして、依存症と判断するのは何をもとにするんですか。

**○久田裕観光企画課長** 要するに、その本人、やっぱり依存症患者っていうのはやっぱり一時的に自己認識する場合、自分は依存症という。そういうときに本人が申告するように入口でどういうチェック体制をとるかということなんです、そのIDであるとかですね、その人本人であるとか。入場者本人であるかどうか確認するということなんです、どういう方式でやるのかいろいろやり方はあると思うんですけど。

**○外間久子委員** 依存症というのは自分を否認することなので、やはり自分は病気じゃないということを否定してることなんで、やはり病院にも行かないかと思いませんか。精神科にかからないと思う、依存症というのは。その場合のやはりチェックする手立ては困難じゃないですか。自分が病気だって自分で認めるんだったらそれは治療もしやすい、家族もそれでやりやすい。ところが自分で依存症じゃないって否認した場合はね、やはり治療困難じゃないですか。患者って認定すること難しいんじゃないの。

**○久田裕観光企画課長** 要するに、ですからその辺の依存症っていうのは、要するに先ほど言った家族、家族が要するに入れなくてほしいということも1つ

の方法。認知するかどうか家族は客観的に見ることができるわけなんですね。本人は、自分が依存症自体とは、なかなか認めたくないとか認識は非常に弱いかもしれないんですが、周りは例えば、ギャンブルの金が欲しくて人から金を借りたり、あるいは借りても返さなかったりした。客観的事実は出てくると。初めて本人がその依存症という結局心の問題ですので、具体的な行動に現れないとなかなか認知は難しいということなんですけど、依存症のですね。しかしその具体的な行動の中で、周りは多分判断はできると思うんですよ、家族とかですね、おかしいと。親戚から金借りて、ギャンブルに走っているとかあるいはサラリーマン金融から借りてるとか、そういったものについては、申し出があれば入口でチェックは可能だという考え方ですね。

**○外間久子委員** それはもう入口でその家族からそういうことであって、家族を連れてくるわけじゃないので、それはやはり入口でチェックは困難じゃないの、実質的に実際の問題として、聞くことは聞くけども、窓口でこの人たちが家族呼んでこの人おかしいと思ったら家族呼び出してチェックするって、こんな具体的なところまで検討されているんですか。

**○久田裕観光企画課長** まだそこまで議論には至ってないんですが、要はこれから本当にですね、法案が具体化した中で、じゃどういった体制であればそういった依存症、未然に防げることなのか、あるいは依存症ですね、入場できるのかというのをこれからの議論になってくると思います。沖縄でもし導入するという話になってくればですね。本当にそういった患者をふやさない、できるだけ減らすという方向で、いろんな方々の有識者あるいは専門家の意見を聞いて沖縄にできるようなそういった対策が講じることがことができるのか。その対策はどういったものがあるのかということ、これから議論していけばよろしいんじゃないかと思います。

**○外間久子委員** 県内の自己破産の件数が全国一だと言われているんですが、自己破産の件数はどれくらいですか。その原因は何ですか。

**○久田裕観光企画課長** 今手元に資料はないんですが、ただですね、沖縄で一番特徴的なことは、貸金業者数が人口当たり10万人当たりですね、全国一多いというデータがございます。要するに非常に金を借りやすい状況になっているということですね。多いという話は聞きますけど、これは具体的に数字でもって今お示しはできないんですが、1つ多いというのであれば、そういったこと

が1つの要因かなというふうな感じはします。

**○外間久子委員** 自殺の数もやはり全国で一番ですよ、やはり自己破産も全国一、自殺の数も全国一、自殺の数の原因の大本の背景は経済的なことが理由だというのが新聞報道ですよ。全部関連してるよね、パチンコの部分にしてもやはりサラリーマン金融から金を借りてパチンコをやる。それが火の車でどうしようもないという形で首くくらなきゃならないというふうな状態。私はそういうの、依存症っていうのはやはりカジノの問題にしても、パチンコの問題と同じだと思うんです。ただこういうふうな社会的な負を出すような部分については、私は今度のカジノの誘致っていうのは積極的に沖縄県が進めるということは、自己破産をふやすことだし、自殺の数をふやさせていくことだし、家庭崩壊につながって、子供の教育にもやはり大きなイメージを与えると思うんですよ。その辺は十分判断をした上で、それでもやはり、お金が入るからカジノを誘致しようという考え方なんですか。

**○仲田秀光観光商工部長** カジノはエンターテインメントに含めた複合的なイメージですので、いろんな方面から検討して慎重に対応するということになります。

**○外間久子委員** やはり私はいずれにしても、これを誘致を前提にしてカジノ・エンターテインメント検討委員会も立ち上げられてるんですから、ひとつやはり私はそこで沖縄の地元の、まだカジノは導入してないけれども、パチンコとスロットマシンがある、そして自己破産が日本一、自殺も日本一、そんな中で今パチンコとスロットマシンの実態をやはり調べる。それに対する依存症がどれくらいあるのか、18歳未満の子供たちがパチンコ屋に入ってるというこの実態もあることはつかんでいらっしゃいますか。

**○仲田秀光観光商工部長** 全体としては把握しておりませんが、そういう事実はあるかもしれません。

**○外間久子委員** だから今言うようにね、やはり私は高校生が、18才未満の子供たちがパチンコ屋に入ってるというこの実態。ただ総合的に沖縄が置かれてる、今のそのパチンコとスロットマシンで、やはりいろんな形で影響が出てきてるっていうこと。事実をきちっとつかんだ上でね、やはり私は外国調査もやる、いろんなこと誘致のためにやることやらないで、今あるパチンコとスロ

トマシンでもこんな形で県民に大きな影響与えるのに、それに輪をかけてやはりカジノが導入となるととてもじゃないけど、もう沖縄は本当に破滅の道しか歩まないと思う。この実態調査をなさった上で誘致しますか。パチンコの問題、今の実態。18歳未満、女性がどれくらい、破産がどうなってるのかっていうことも調べた上で。

○仲田秀光観光商工部長 これは所管課と連携をとってやりたいと思います。それから、カジノの対応についてはですね、要するに県内の人は入れないとか、いろんな対応、外国に限るとかですね、いろんな各国導入する場合には手法を考えていますので、そういった入場の制限、管理の仕方、そういう方面もアプローチしたいと思います。

○外間久子委員 やはり最後に、私ももうこれで退くので、どうしても沖縄の自然環境の、やはり沖縄は自然が観光のメッカだと思いますから、やはり観光を破壊するような形でね、自然環境を破壊するようなカジノ誘致であってはいけないと思います。その分野からの調査をやっていただきたい。そして今あるパチンコにおいて、今話したその実態をつかんだ上で、判断をやっていただきたいということ。この辺は約束できますか。

○仲田秀光観光商工部長 実態調査については、それぞれ所管の方と連携をとって行って、直接的な調査は考えておりません。それから、自然と調和につきましては、カジノに限らずですね、いろんな施設が立地する場合でも同じように自然環境との調和というのが大事ですので、それは特にカジノに限ったことではないと思っております。

○國場幸之助委員長 他に質疑はありませんか。  
仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 最後のカジノ・エンターテインメント検討委員会がせんだって行われたようですが、賛否両論報告があったとお聞きしておりますけど、その反対の方の一番最初の大きい問題、外間久子委員から質疑がありました。あと1つですね、PTA関係団体から青少年に余りいい影響を与えないんじゃないかという陳情要請もたくさんありまして、子供たちに対する影響が大変懸念されているわけですが、委員が3名ほど先進地を訪問して、そのカジノの現場を視察したという報告がありますけれども、具体的にはどういう報告が

ありましたか。

○仲田秀光観光商工部長 委員はお二方が参加して、それで委員の都合でなかなか参加できない委員もおりまして、ある委員はですね、カジノはよりマスコミとか、それから新聞・雑誌・報告書、そういったものでイメージはわかっていたけれども、実際現場に行っただけですね、管理された施設じゃなくて、入場制限とか、それから場内でのチェックの体制、それから新聞にも出てますけれども、その施設付近には、子供の姿が全く見えないとか、そういった管理されたという状況があって、その中での1つの娯楽だというふうなことで、やっぱりその現場に行っただけで初めてそういう実態がわかったという認識を言っておられました。それから、もう一人の委員については、施設が立派ですね、経済効果がかなり期待できるという意見も述べておられました。

○仲田弘毅委員 今回の視察のメンバーの中にですね、元県の教育長もいらっしやるわけですから、その方々が参加をして方法論として、やり方1つピシッとやればこういうやり方もできるという提言があったと、またこういった提言もやりましたというお話もありますので、沖縄県の観光立県として、実入りものとマイナス点は、最小限にとどめるようにしてですね、検討の内容を深めていっていただきたいと思います。以上です。

○國場幸之助委員長 他に質疑はありませんか。  
兼城賢次委員。

○兼城賢次委員 資料配付してもらったんですけどね、今最後に観光商工部長がですね、県民は入れませんという言い方してたんですか。

○仲田秀光観光商工部長 手法としてですね、入場制限するという手法もあると。

○兼城賢次委員 ですから、ここら辺が今議論されてるのは、なぜこんなにいるのであれば、県民が入ったっていいんじゃないかっていう議論がありますよね。要するに、そういう施設、カジノがよければ県民が利用してもいいんじゃないの。そういうような議論もあるわけですよ。本当にそういう施設がいいのであればね、受け入れられるとういうようなことであれば、何で県民は排除するのか、いい施設だからいいんじゃないのと。ところがそうじゃないんだと

というようなまた今部長の説明が一言あったものですから、やはりここはやっぱり問題点のある施設ではないのかという感じを受けているわけです。

○仲田秀光観光商工部長 問題があるから県民を入れるとか、入れないかという視点ではないです。この施設として、観光の施設なのか、どういう客をですね、想定した施設なのかというふうな議論があるというふうに思っております。

○兼城賢次委員 最後に聞きます。問題があるかないかじゃなくて、観光施設であればですね、県民が利用したって別に構わないということであって、よければですよ、やっぱりそんな議論ではないと思いますね。問題があるからこそ、それやっぱり地元の人たちは入場させないんだと、問題があるかないかというようなことじゃなくて、観光の目的があるからというような議論ではないと思いますが、やっぱりこれがそういう問題点があるから、やはり地元の人たちが利用したら困るという前提でなければ、こういう話は出てこないと思うんです。

○仲田秀光観光商工部長 それぞれ、政策的なものがあるってですね、例えばDFSは県民は利用できなくて関税の問題もあってですね、そこの一部の人に利用させるというふうなこともありますので、そういった議論はなされてもよろしいかと思います。

○兼城賢次委員 そういう税制関係の問題とね、そういう娯楽として施設をつくっていくということとは僕は内容が違うと思うんでね、制度として確かにその税制を地元の人たちが利用できないというのはこれわかりますよ、自由貿易地域もそうだから。そういうようなことでは、議論がちょっと違う。だからこれは、問題点が違うものをですね、一緒にするような形で議論するのはちょっとおかしいと思います。

○國場幸之助委員長 他に質疑はありませんか。  
當山弘委員。

○當山弘委員 カジノの導入の関連でですね、検討してるという方が多いけれども、要するにこういう施設をつくったときにですね、国の責任はどこにあるの。法律上はまだないんだけれども、法律ができたとしてもですね、先ほど外間久子委員からあったようにね、自殺事件があったり、大変なことなんですよ

ね、経済効果があるということは言っています。経済効果の中身をもう少し説明しなさい。その次に国側の責任論をもう少し。公立施設ではないですよ、これについてちょっと聞きたいんです。

○仲田秀光観光商工部長 まだ法律ができてないんです、どの部分の責任かっていうのは私の方ではちょっとコメントできないような状況です。

○當山弘委員 ですからここで、逃げるような言葉になってしまうのですよ。自殺事件わかりますよね、交通事故の死亡事故よりも多いでしょう、沖縄県はね、大変ですよ。確かに経済効果の話ばかりするとですね、社会全体を崩してしまうというのが今のパチンコ屋であったりね、大変なことです。それを監視してませんか、その人たちが来るのを監視してませんか、そのことをもう少し聞きたいんです。

○仲田秀光観光商工部長 そういう法体系になってないんで監視できる状況ではないと思いますけど。

○當山弘委員 だからここら辺で異常にいきますよと、こういった施設そのものは異常になっていきます。社会そのものが異常化しますよ、ということなんですよね。でここで、今私が聞きたいのはね、これが本当に経済効果があるというような論争するのであればね、国の責任、あるいは各県の責任論でね、この施設をつくってね、やるんだったら話は見えますよ。監視しますから。単なる民間にそのままやられると今のパチンコ屋と同じじゃないですか。ああいうやり方すると、私の経験です、私はもう、国外の調査を三件ぐらい回ってますから、こっそり離れたところに座っているとですね、見えるんですよ、お客さんが帰って来るときに、この人は負けてるなど、この人は稼いでるなどというのが人間の歩いてくる表情でわかるんです。でこっそり座っていたらそばから変な女の子たちが寄ってきましたよ。これまで見えますよ。本当にまだこのカジノの動きをですね、中身をもう少し議論していかないと、単なる経済論の話をしたらですね、今経済論だけにするんじゃないと、社会そのものでどうあるべきかと、どういう施設が必要なのかという議論をもう少しさせないと、ちょっときついなと思うんですが、ちょっと意見聞きたい。

○仲田秀光観光商工部長 そのカジノを法案化する場合にはですね、そういった委員のおっしゃった懸念される事項、そういったものの管理体制もしっかり



されるというふうに考えております。期待しております。

**○當山弘委員** 最後に聞きますがね、具体的に地元読谷村でね、パチンコ屋が初めてできたんです、最近ね。そのときに地域の住民の皆さんとしてはですね、住民全体、老人クラブであれ、婦人会であれすべての団体がですね、反対の表明をしたんです。ところが、今の法制度の中ではですね、民間の企業がですね、確認申請出したら、都市計画法でも何も問題ない、個別法では違法行為にならない、問題点があるわけです、そこで立地するんです。ここにお客さんがどんどんふえているんですね、で自殺事件もこれと直接とは言いませぬけれども、見えてくるんです。借金をし過ぎて、いろいろやってるのがあるわけです。これはパチンコ屋の中でもはっきり見えるわけですね、ですからここをですね、国の責任、県の責任で、しっかりやらないとね、こんなカジノの話ばかりするとね、大変な世の中にならないかと。もう1点、カジノは実際にはクルージング船の中でやってますでしょう、クルージングは船でやってますから公海ですから、外ですから違法じゃないでしょう、だからそこで今やってますでしょう、それだけの話でとどめることはできますか、どうですか。

**○仲田秀光観光商工部長** 最初の1点は先ほどの論点と同じで、国の責任とかという話はですね、法の状況を見ないとですね、私の方では何とも言えないっていうのと、沖合でやる分には、これはもう法律外の話なんですね、公海上ですね、特に私のほうからこの施設がどうのというのもコメントできないんで、それはもう公海ならばよろしいんじゃないかと思っております。

**○當山弘委員** ですから今の議論するときにはですね、もっとですね、住民側の立場、私はずっと言ってますでしょう、住民側の立場になって、この経済論を先行するんじゃないかとね、住民側の生活レベル、みんなのための話をもう少しやらないといけないんじゃないのというのが僕のずっと言ってる意見なんですよ。観光ベースでもですね、実際に稼いで経済効果と言ってるけれども、パチンコ屋でもね、ウチナーにあるパチンコ屋のメーカーはどこのものでしょうか。ウチナーンチュじゃなくて、もう国外の皆さんでしょう、韓国とかね、こういう実態にいきますでしょう、県が経営するんじゃないでしょう、ただ法律が認めて国外から来て、それも中国や韓国からくるような皆さんが稼いで、ウチナーンチュから稼いで取っていくということなるのですよ、なりませんか。

**○仲田秀光観光商工部長** 沖縄から稼いで外に持っていくとかっていうことで

はよくないんですね、またそういう状況にならないように、制度が考えられ、検討されると思いますし、ただ外国資本だからいけないっていうことは必ずしもないので、世界の経営はですね、各地でグローバルに動いてるんですね、沖縄県が企業誘致する場合でも、特に中国の資本だって。現に南西石油株式会社はブラジルの方が、資本が新しい会社、南西石油株式会社を買い取ったとかっていう話もありますし、トータルとしての沖縄県全体ですね、自立経済が、構築できればという視点で考えたいと思います。

○**當山弘委員** 自立型経済の話については異論ないです。とっても大事なんですよと、先ほど意見言ってる。要するに住民側の立場をしっかりとね、住民側の生活を守るという立場はもう皆さん議論もしてるはずですよ。実態として大変ですよ、今のパチンコ屋見ても、自殺事件見てもこのカジノの話ではですね、私が今申し上げているこのカジノの導入の話については、法律ができる、まだないからものが言えないんだけど、今の制度のそのものはしっかりチェックしないと、監視できるとかね。例えば韓国でも、月に1回しか行けないとかね、金額は幾らでしか行けませんとかね、やられてますでしょう、単なる遊び的にやってるんでわかりますよ、ゲーム的にやってるならばわかりますよ。1日に2000万円単位でやってるのもいますよ、200万円から2000万円単位まで、地元で知ってる人が遊びに行き、200万円は上げてきましたよというやり方あるんですよ。でもこれを稼いでいるのはウチナンチュが稼いでるんじゃないで、経済的に外にいったるんですよ、これで負けてる連中も大変なんです。ですからここを監視する、それから住民側の立場でしっかりと守るという話をしないと、このカジノの話、私は絶対反対なんだよということで私は終わらしましょう。

○**國場幸之助委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**國場幸之助委員長** 質疑なしと認めます。

以上で陳情に対する質疑を終結いたします。

次に、本委員会付議事件観光の振興及び新石垣空港の建設促進並びにこれらに関連する諸問題の調査及び対策の樹立に係る第3次沖縄県観光振興計画について、平成20年度ビジットおきなわ計画について並びに航空運賃値上げに伴う修学旅行誘致への影響等について一括して審査を行います。

なお、ただいまの付議事件3件は、説明及び質疑は一括して行いたいと思いますので、さよう御承知おきください。

ただいまの付議事件3件について、観光商工部長の説明を求めます。

仲田秀光観光商工部長。

○仲田秀光観光商工部長 資料1ですね、まず第3次沖縄県観光振興計画策定について、御説明いたします。概要を一枚でまとめてございますが、まずその第3次沖縄県観光振興計画につきましては、前回12月の本委員会です、素案の形で提示してございます。

また、2月15日には、委員の皆様様の御意見を踏まえた修正案、修正等につきましても、御説明申し上げたところでございますけれども、資料にありますとおり、去る3月18日に主務大臣4大臣の同意を得まして、第3次沖縄県観光振興計画決定に至っております。

第3次沖縄県観光振興計画の政策の内容につきましては、素案の段階と大幅な変更はございませんが、改めて第3次沖縄県観光振興計画の特徴と、重点的な展開を図る事項ということで、御説明を申し上げますと、第3次沖縄県観光振興計画の大きな特徴としましては、施設展開の基本方針に、従来からある質の高い観光リゾート地の形成、それに加えて、将来の年間観光客数を1000万人に飛躍させるための将来の飛躍に向けた基盤づくりを着実に進めるということをもう一つの基本的な柱としております。

(2)の施策の重点的に展開する部分としましては、ちょっと読ませていただきますと、アでございますが、魅力的な観光地づくりを進めるため、地域が主体となった観光まちづくりや沖縄らしい景観づくりを推進していきたいと。

それからイとして、持続的な観光・リゾート産業の伸張を図っていくため自然環境や県民の生活環境に配慮した持続可能な観光地づくりに取り組むと。

それからウとしまして、滞在型の質の高い観光地づくりを進めるため、観光・リゾート産業の経営の高度化、人材の育成、新たな観光メニューの拡充などを推進していきたい。

それからエとしまして、国際観光の推進のための受入体制の整備を進めるとともに、マーケティングに基づく戦略的な誘客活動を展開していく。

それから、オとしまして、通年型の付加価値の高い観光を推進するため、リゾートウェディングや、MICEの誘致に強力に取り組んでいきます。

それからカとしまして、基盤インフラストラクチャー整備も着実に進めていくというふうに考えております。

次に、これまで説明申し上げました、素案の段階から変更になった事項につきまして、御説明申し上げます。まず、3（1）アの外国人観光客数でございますが、委員の皆様から御批判をいただいた御意見、それから国の審議会パブリック・インボルブメント界の意見を踏まえまして、また東アジア地域の旅行市場の成長性、それから沖縄観光に占める国際観光の重要性、そういった方面から再検討しまして、当初案の60万人それに据え置くことに修正してございます。

それから、イの宿泊施設でございますが、平成19年度の実績で、既に平成23年度の現行の目標値である3万3500室を上回る見込みとなっておりますことから、平成23年度までに整備が見込まれる客室数を勘案して、3万3500室を、3万9000室というふうに修正いたしております。

それからウとしまして、クルーズ船の誘致による外国人観光客の誘客拡大による明確な指標としましてですね、クルーズ船の入港回数というのがございましたが、それに加えて入域の乗客数を新たな指標として取り入れたという点でございます。

指標の変更以外の修正としましては、今回の第3次沖縄県観光振興計画の重点を明確にするために、先ほど申し上げました重点的に展開する政策内容につきまして、第三章計画の45ページでございますが、そこに新たに記述を加えてございます。以上が主な概要でございます。

続きまして、平成20年度ビジットおきなわ計画について御説明いたします。平成20年度ビジットおきなわ計画お手元に配付してございます。1ページのほうをお開きください。1ページの上の枠内のビジットおきなわ計画とはということで、今回はビジットおきなわ計画は、1000万人の実現に向けて、単年度ごとに作成するという計画でございます。平成19年度について2回目でございます。

策定に当たりましては、観光関係業界の方々との意見交換をですね、開催するなど十分に業界の意見を反映させるように努めております。2回目となっておりますので、前回との違いを中心に説明したいと思います。

まず1ページと2ページは現況でございます。まず2ページの方でございますが、左上の方に外国人観光客の推移のグラフを示してございます。外国人観光客は依然観光客全体の中では、少ない状況にありまして、平成18年にはクルーズ船の休航による一時的な落ち込みがありましたけれども、SARSの影響等から順調に回復して、平成19年には17万5000人に回復しております。その右の表はですね、MICEの実績でございます。

それから、真ん中のほうの活動の満足度という横グラフの表がでございます。

これはエコツアーやダイビングに対する観光客の満足度が高いという状況を示してございます。それから、右側のリゾートウェディング挙式組数の推移でございまして、これについては7500組と順調に伸びておるとい状況です。

次に一番、ここで左側1ページの下の方の円グラフでございまして、円グラフの下の方にですね、これは全国の消費者アンケートの調査の結果でございまして。沖縄旅行の経験話であります、計画はしたことがあるという方々が国民の13パーセントおります。計画はしたが沖縄旅行までは至らなかった。この方々の方ですね、沖縄観光に関する認知度を分析したのが右の表の方ですね、来訪者の沖縄の魅力の認知度という表でございまして。このグラフですが、下の方の横軸の方ですね、横軸の方はこの客層がこういった旅行形態を好んでいるかという割合を示してございまして。

例えば、一番右下にある温泉旅行は70%の方が、温泉旅行はしたい、それからグルメ、それぞれちょっと率が低くなっていきます。横軸はやりたい旅行。それから縦軸はですね、そのやりたい旅行が沖縄でどれだけ楽しめるかという割合を示してございまして。

例えば先ほどの温泉旅行につきましてはですね、本人はやりたい旅行だけでも、沖縄での縦軸の割合が低いので沖縄ではそんなに楽しめないんじゃないかということで沖縄での認知度は10%というふうになってるということでございまして。

一方では上にあります、自然、右上の方ですね、自然や景勝地、これについてはですね、やってみたいし、沖縄でも十分に楽しめる、そういった分析割合を示してございまして。

したがって右上に行くほど、旅行したくて沖縄でも十分に楽しめるという分類表になります。今後の展開としましてですね、これらの旅行形態のメニューの充実、右上に行くような旅行、そういったものの強化ということでですね、まだ沖縄県を来訪してない方々の来訪促進につながるような施策を進めていきたいというふうに考えております。

それでは、次に3ページをお開きください。3ページは平成20年度の目標と重点事項を掲げてございまして。平成20年度の目標としまして入域観光客数は620万人、そのうち外国人観光客数は22万人、観光収入としまして4770億円、1人当たり消費額7万7000円、そういった目標でですね、施策を進めていきたいと考えております。

次に平成20年度の重点項目でございまして、まず外国人観光客の誘客促進を図ると、これは台湾など重点地域で戦略的な誘客宣伝を展開したいと。

それから第2には、M I C Eの誘致促進であります。経済波及効果が高いM

ICEの誘致に積極的に取り組んでいきたいと、それから、3番として、ニューツーリズムの推進、これは全国的にですね、いろんな景勝地を見るという観光から脱却してですね、地域の自然や歴史などに深く触れるような旅、それから長期滞在ということでの新しい旅行の形態ということで、施策を進めていきたい。それから引き続きリゾートウェディングも推進していきたいというふうに考えております。

あと、施策展開の具体的な中身につきましては、それぞれ4ページから6ページに説明してございます。

最後に、主要な関連予算としてですね、6ページの右下の方に主要な関連予算を掲げてございます。3行目にあります、国際観光地プロモーションモデル事業など、重点項目を中心にですね、多くの新規事業を芽出ししております。ここには記載しておりませんが、観光商工部の観光関連予算案としましては、総額13億9431万円、対前年度比19.2%増と、厳しい財政状況の中です、重点的な予算措置ができたものと考えております。

以上で、平成20年度ビジットおきなわ計画の説明を終わります。具体的な誘客施策の展開に当たってはですね、さらに観光業界との連携を密にして、状況の変化に的確に対応して、より効果の高い事業を展開していきたいというふうに考えております。

次に配付資料で、修学旅行の対応をですね、御説明いたします。修学旅行につきましては、平成20年度、平成21年度修学旅行運賃ということで、見直しが見直しが予定されております。航空運賃の値上げによってですね、平成20年度以降の修学旅行の入り込みについて少子化に伴う生徒の減少とか、全国的な誘致競争の要因もあって、今後とも厳しい状況が続くのではないかと考えております。修学旅行の費用における航空運賃の占める割合が大きいためですね、沖縄県では昨年12月に全日本空輸株式会社の東京本社、株式会社日本航空インターナショナル東京本社に知事が直接訪問し、それから1月に日本トランスオーシャン航空株式会社に副知事が訪問してですね、修学旅行運賃の割引率の拡大等を要請してまいりました。その効果としまして、一定期間ですね、一部路線の運賃について据え置きが示されたという状況でございます。それから、2番目の県では修学旅行を取り扱っている主要旅行社11社に対してですね、沖縄修学旅行の推進に係る協力を依頼してまいりました。沖縄県では引き続き航空運賃の低減に向け航空会社への働きかけを行うとともに、戦略的な誘致活動、体験学習の拡充、それから受入体制の整備等を図ることによってですね、沖縄修学旅行の魅力をさらに向上させ、今後とも修学旅行を継続して実施していただけるよう努めてまいりたいと思います。

以上、説明を終わります。

**○國場幸之助委員長** 観光商工部長の説明は終わりました。

これより、第3次沖縄県観光振興計画について、平成20年度ビジットおきなわ計画について並びに航空運賃値上げに伴う修学旅行誘致への影響等について一括して質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

比嘉京子委員。

**○比嘉京子委員** 平成20年度ビジットおきなわ計画についての2ページ活動の満足度っていうところで、質問したいと思います。今ここに、各観光の中身についての満足度とありますが、エコツアーの大変不満という3%の中身について、もう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

**○國場幸之助委員長** 休憩します。

再開します。比嘉京子委員。

**○比嘉京子委員** 今調べていただいている間にですね、同じ内容ですけども、ここで大変満足とやや満足というところですが、この大変満足にですね、全体的な項目のところでアップさせていくための施策と言いますか、具体的な方法と言いますか、そういうことはどのようにお考えですか。

**○仲田秀光観光商工部長** 例えばですね、エコツアーとか自然体験でございますので、新規事業としてニューツーリズムということですね、新しい環境に配慮した対応、それからその地域を十分に把握できるような対応、それぞれの地域ごとにそういった新しいニューツーリズムができるんじゃないかということですね、新規事業として取り組もうと考えております。

**○比嘉京子委員** 今、エコツアーにかかわらずですね、やっぱりひとつの調査でこういうデータがある。そうすると、大変満足の方をいかに伸ばしていくかっていうのを数値目標であるとか、その理由を分析したらどこら辺をてこ入れする必要があるとかそういうことを一項目ずつやっぱり計画を立てていくということが大事だと思うんですね。そういう中身について、アンケートに出

た中身について、皆さんがこの満足度、大変満足をつやしていくための具体的な施策を持っておいでですかと、どのようにお考えですかという質問なんです。

**○仲田秀光観光商工部長** 要するに、こういった満足度の調査っていうのは、観光客が沖縄県の観光地をどういった理解をしているかっていうことなんです、そのエコツアー項目一つ一つに対応する施策ではないんですけども、トータルとしてじゃあ次の施策はどういったものがより沖縄のレベルを高めるか、ないしはその観光客の評価を得られるかってことですね、例えば今言ったニューツーリズムとかですね、新たなその観光地づくりを地域ごとに進めていこうと地域で、地域と県で、観光まちづくりを進めていこうというふうな施策を進めるということで今、新規事業に取り組む予定でございます。

**○比嘉京子委員** やっぱり観光っていうのはリピーターをふやしたり、今これだけ計画しても来ない人ももちろんですけども、来ない人たちをどう誘致するかっていうこと、やっぱりソフトパワー的に、その細かいどこら辺をもっと徹底するかということによって、満足度をアップさせるかっていうことは、大変重要なことだと思うんですね。ですからこの間私たちが視察に行ったホテルでもですね、そこの中での満足度を1%上げるの2%上げるのに、大変な丁寧な苦勞をしているわけなんです。客の応対からですね、そういうきめ細かい、行き届いた満足度を上げるためにですね、やっぱりきめ細かい施策がですね、一つ一つ丁寧に見直していくというようなことをやっていくことがですね、例えば予算のところ、どこにどう反映されてるのかも含めてですけども、そういうことを沖縄県は、調査をもとに手がけていくっていう姿勢がやっぱり問われていると思うんですね、競争の中でですね。ですから、やや満足がこれだけあるからいいのではなくて、大変満足のレベルをどういう数値目標を持って上げていくかということですね、是非今後のテーマとして、皆さんが細かいアンケートを、もちろんこれは観光客がいうアンケートですから、その人たちにもっとどこら辺をどうやるのがアップにつながるかっていうことを踏まえてですね、ぜひそこら辺の目標値、または政策、それから業界との連携ですね、それからマンパワーでもいいですけども、そこら辺を私はぜひ、きめ細かい提案をしていただきたいと思うんですけども、気になったのはやっぱり、大変不満という3%をですね、どう捉えるかっていうところからちょっと入口聞いたので、そこはもう答えは出ていますか。

**○久田裕観光企画課長** アンケート結果では3%という数字が出ているんです



が、具体的なアンケートの中でですね、中身の方はちょっと記載されていないみたいです。中身、大変不満とは書いているんですが、何故不満なのかっていうのが、記載されていないので、ちょっと今データを調べたらその辺がちょっと今よくわからないと。

○比嘉京子委員　ですからアンケートをとるときにですね、このアンケートはどう生かして使うべきものなのかっていう目的があってアンケートをとるわけですよ。そうするとただ聞いただけでのアンケートではいけないわけですよ。ですからそこら辺を踏まえてですね、沖縄県がこのアンケートをもとに何をどうしようとしている目標のあるアンケートなのかっていうことも踏まえてですね、やっぱりとり方の問題も含めて、やっぱりそこもまた提案する理由になるのかなと思うんです。

○久田裕観光企画課長　今のアンケートの話ですけれども、記載する欄はあるんですけど、ただ具体的にですね、その中身を書いてもらえなかったということです。ちゃんとアンケートでは書くようお願いはしていると。書く欄はちゃんと設けていると。

○比嘉京子委員　あのですね、アンケートの書く欄はあるけど書いてない、だけどとっても不満だということろにマルをしている。次書いてもらえることをですね、皆さんの検討にしなければならないということなんです。

○國場幸之助委員長　他に質疑はありませんか。  
兼城賢次委員。

○兼城賢次委員　せっかく最後だから。時間切れのこともあると思うんですけど。一般旅行関係の方から、修学旅行生の数減ってるんじゃないかということ指摘したら、皆さん方は、順調に伸びているという指摘がありました。

しかし、公立学校はともかくとして、私立学校の現象というのが指摘されているのですがそれは事実ですか。

○仲田秀光観光商工部長　公立・私立の比率はですね、平成18年度の実績しかないんですが、ただ平成19年度見込みではトータルとしては、ちょっと落ちる見込みではございます。

○兼城賢次委員 これは対策していかなきゃいけない部分だということ、沖縄から私立学校が減るということは今後公立学校に影響してくる。沖縄の修学旅行の先例をつくったのはまた私立学校だと言われてますし。そういう面からこういう動きがあるのであれば対応をまたやるべきだろうということで終わります。

○國場幸之助委員長 他に質疑はありませんか。  
高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 平成20年度ビジットおきなわ計画の3ページの観光客1人当たりの県内消費額7万7000円について、対前年度見込み6.6%増とありますので、対前年度幾らで皆さんは見込みますか。

○仲田秀光観光商工部長 平成19年度の7万2300円に6.6%見込んで目標を立ててございます。

○高嶺善伸委員 当初10万9000円だったのを第3次沖縄県観光振興計画で8万4000円に下方修正しましたよね、それで今度平成20年度は7万7000円ということですが、基準年度の平成13年が7万6000円、一昨年が7万3000円、去年の見込みで7万2000円で、1年で一気に6.6%、5000円を引き上げるということであれば、単なる作文じゃなくてね、皆さんの行政計画ですので、どのよな根拠で、5000円を引き上げるという、7万7000円の県内消費額の見込みをつくってありますか。具体的に聞かせてください。

○仲田秀光観光商工部長 1人当たり消費額の増につきましてはですね、旅行形態としましてリゾートウェディングとかスパですね、そういった高額消品が順調に伸びておりますので、その辺のツーリズムメニューの1つ、そういったものを拡大させる。それから、ロングステイに高い関心が出ていますので、その辺の事業を強化すると。それから、ほかにですね、国内誘客の重点としましてですね、MICEとかですね、そういった方面にも平成19年度の流れを勘案してウエイトを置いてあります。そういうことを勘案しまして、6.6%増を見込んでおります。

○高嶺善伸委員 ビジット・ジャパンにこうした外国人の誘客数でもですね、60万人に設定して案を30万人に下方修正して、これじゃあ弱腰じゃないかと言

われたらまた60万人に戻すと。要するに計画はね、1000万人観光客から始まって、目標数字だけがひとり歩きしてるんですよ。それでね、大事なことは今まで、毎年この消費額が減ってきているもんだから、ハワイのように質的に高い観光地にした方がいいんじゃないかって我々特別委員会ですずっと指摘してきているんですよ。だから、私が言ってるのは、これまでずっと言ってるのにできない、どんどん下降気味であったものが、いきなり平成20年度には6.6%増するんだって言うので、根拠となる数字をですね、例えば積み上げとして、リゾートウェディング関係の7500組になると、これに関連する客数が何名で、大体平均の消費額は幾らと、掛けて幾らと。それからロングステイが何万人で幾ら、MICE関係で幾ら。こういう数字を積み上げて、だから7万7000円を達成したいんだと説明してくれないとね、ただ我々目標数字の根拠ない議論だけではね、前に進まないんですよ。だからもう一度聞きます、どのような消費額を見込んで、6.6%の増が可能だという数字を出されたのか、先ほどの説明ではちょっとわからないですね。

**○仲田秀光観光商工部長** 6ページですね、先ほど言ったニューツーリズムで幾らとかっていう数字的な把握はしてないんですけども、6ページにある主な新規事業ですね、国際観光地プロモーションモデル事業とかですね、それから海外観光魅力発信強化事業、MICE誘致・開催推進事業、ニューツーリズムといことですね、今年度は新たな事業に強化してるってことですね、それをそういった施策の効果として6.6%は見込めるというふうな位置づけになっております。個別的な積み上げでしているわけではございません。

**○高嶺善伸委員** 私も揚げ足を取ってどうこうっていう気持ちはありません。皆さんがこういう観光関連新規事業をやってですね、質的に高い観光地にするという県内消費額を7万7000円をね、達成してもらいたい。ただその議論をね、机上の議論で終わらせないためにあえて申し上げましたので、しっかりと目標達成できるようにですね、頑張ってください。

**○國場幸之助委員長** 他に質疑はありませんか。  
當山弘委員。

**○當山弘委員** 時間ないから要望します。観光客のリピーターがどんどん伸びていってますよね、70%までアップしていると。そしてもう一つ、沖縄の魅力の認知度見ていたら、お客さんの皆さんからすると、かなり自然観が見えます

よね。それを見ていくと、要するに地域の産業、総合産業でありますから、その単なる農林水産の話じゃなくてね、この地産地消もしっかりさせて、そば屋もウチナーそばに行きますでしょ、ゴーヤー食べに行きますでしょう。こういう地域の皆さんの魅力をね、堂々と要するに支援して、つくっていくような方法をね、頑張っていたきたいと、以上で終わります。

○**國場幸之助委員長** 他に質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**國場幸之助委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、第3次沖縄県観光振興計画について、平成20年度ビジットおきなわ計画について並びに航空運賃値上げに伴う修学旅行誘致への影響等について質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

どうぞ御退席ください。

(休憩中に、説明員退席)

○**國場幸之助委員長** 再開いたします。

次に、土木建築部関係の陳情平成17年第27号外2件の審査を行います。

ただいまの陳情について、土木建築部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

首里勇治土木建築部長。

○**首里勇治土木建築部長** それでは、陳情案件につきまして、お手元に配付してありますが、今回は継続の陳情案件のみとなっております、処理概要に変更がありませんので、説明は割愛させていただきます。御審議のほど、よろしく願いします。

○**國場幸之助委員長** 土木建築部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**國場幸之助委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、陳情に対する質疑を終結いたします。

次に、本委員会付議事件観光の振興及び新石垣空港の建設促進並びにこれらに関連する諸問題の調査及び対策の樹立に係る新石垣空港の整備事業の進捗状況と県の取り組みについて審査を行います。

ただいまの付議事件について、土木建築部長の説明を求めます。

首里勇治土木建築部長。

○**首里勇治土木建築部長** 続きまして、前回12月17日の特別委員会以降の新石垣空港整備事業の進捗状況と県の取り組みについて御説明をいたします。用地取得につきましては、平成18年度から空港予定地に土地を所有する地権者の方々と鋭意交渉を重ねて来たところであり、平成20年3月現在の取得状況は、事業全体面積約195ヘクタールに対し、取得面積で約167ヘクタール、取得率で約86%となっております。残り14%の一般地権者及び共有地権者が保有する未契約用地約28ヘクタールにつきましては、早期の取得に向けて、引き続き地権者の方たちと誠意を持って交渉を重ねていく考えであります。しかしながら、用地交渉が難航することも予想されますことから、土地収用法の活用も視野に入れ、残りの用地を取得していく考えであります。

工事につきましては、平成19年度から本格的に用地造成工事を実施しており、平成20年3月末時点での全体工事費に対する進捗率は工事費ベースで約20%を見込んでおり、おおむね順調に進捗していると、考えております。

県としましては、平成20年度におきましても、引き続き自然環境に十分配慮しながら、用地造成工事を実施するとともに、順次、滑走路工事、照明工事、建築工事等を実施し、平成24年度末の供用開始に向けて、鋭意整備を進めていく考えであります。

また、新空港のターミナルビル建設につきましては、地元関係者の合意形成を図るため、八重山市町会を初め、地元商工会、観光協会、沖縄振興開発金融公庫、沖縄県等で構成する新石垣空港ターミナルビル等検討調整会議を設置し、現在、運営会社設立に向けて、ターミナルビル基本構想の取りまとめを行って

いることろであります。

県としましては、このターミナルビル基本構想を受けて、引き続き平成20年度内に、ターミナルビル等検討委員会やターミナルビル会社設立準備委員会を設置し、より具体的に施設計画や経営計画等につきまして、検討を重ね、平成20年度末の運営会社設立に向けて、取り組んでいく考えであります。

以上で、付議事件の説明を終わります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

**○國場幸之助委員長** 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、新石垣空港の整備事業の進捗状況と県の取り組みについて質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

高嶺善伸委員。

**○高嶺善伸委員** じゃ3点、お聞きいたします。

先日、建設工事現場を見させていただきました。思っていた以上に、かなりの広大な面積が着手されていてですね、赤土流出対策の沈砂地もきちんと整備され、これまでのどのような豪雨でも、赤土が流れてない様子を見ることができまして、大変近代的な工法で頑張っておられるなという感じがしました。今後ともぜひ、自然環境に配慮した工事をしてもらいたいと要望しておきたいと思えます。それで、平成19年度の予算執行状況とですね、あわせて平成20年度は66億円ですか、工事費が見込まれておりますので、その執行計画等についてお聞かせ下さい。

**○栄野川盛信新石垣空港課長** 平成19年度の新石垣空港の予算につきましては、全体の予算としましては64億8000万円が計上されております。工事費がですね、52億9200万円、約52億9000万円、それから委託費が8億5300万円、用地補償費が6194万円、あと事務費が2億7400万円となっておりますけれども、このうちの執行状況としましては、約41%となっております。残りにつきましては、平成20年度にですね、繰越をしている状況であります。

続きまして、平成20年度の予算額ですけれども、補助事業と単独事業費あわせまして、約69億5740万円が計上されております。その内訳としましては、工事請負費が約53億5322万円、委託費が約7億5999万円、それから用地取得及び

物権補償が4億7777万円、その他事務費で3億6642万円となっております。

**○高嶺善伸委員** それで、かなり工区を分割してですね、いろいろ分離発注するような配慮が見られて、おかげでその地域の業者が参入する機会をね、かなりつくってあるなという気がいたしました。まず、大規模な切土、盛土工事なもんですからね、分割した工区ごとの連携であるとか、作業工程など、現場と非常に綿密な連携をとらないと工期のなかでいろいろ厳しいのかなという気がしております、可能な限り分割した部分、工区間の調整とかですね、工程の管理などについては、どのようなことに気をつけて取り組んでおられますか。

**○根路銘恵一新石垣空港統括監** 高嶺委員もおっしゃるみたいに確かにもう平成19年度から相当工事、平成19年度も40社近く工事を発注しまして、本庁発注契約がそのうちの7件ございますけれども、そういった意味では現場を見ていただいたらおわかりだと思んですけど、かなりふくそうはしています。それで、私どもとしましては、今年の3月17日に建設現場事務所をですね、すぐ近くに設置いたしましたして、その環境保全の監視体制とか、それから工事の執行の体制だとか、赤土の問題の体制だとか、こういう整えるために現場事務所を設置してですね、それでやってるという状況でございます、平成20年度も恐らく40社近くの工事が発注されるということで想定されますので、そういった意味では現場事務所を現地のすぐ近くにですね、5分以内で行ける現場事務所をつくってございます。そういった意味では、工事進捗状況をかなりチェックしながらですね、できるということで判断しておりますので、今のところ順調にですね、そういった形で工事は進められるということで考えてます。

**○高嶺善伸委員** やっぱり八重山支庁から現場に駆けつけるのではなくて、5分以内の場所に現場事務所を設置して、連携をとっていくっていうのは大事なことではないかと思っておりますので、ぜひしっかり取り組んでもらいたいと思います。それでですね、そのやっぱり職員で十分監督管理できないところについては、専門のコンサルタント等に施工管理を委託しておりますよね。それで、そういうコンサルタントでも可能な限り地元との関連というのものもあると思いますけれども、総括できる司令塔っていうのはきちっとおいてやったほうがいんじゃないかという意見等々もあるんですよ。そういう意味で工区間あるいはまた工程間の連携がとれるような施工管理の方法についてはですね、平成19年度以上に平成20年度以降、力を入れて対応してもらいたいと思いますが、その辺はどうですか。

○根路銘恵一新石垣空港統括監 今おっしゃられた件につきましては、今さっき申し上げましたけれども、そういったことで現場事務所を現場近くに設置しまして、そこには新石垣空港の八重山支庁の新石垣空港建設課の班長が、常時そこで業務を執務するような形になってますので、御心配のいわゆる現場監督もろもろの件ですけれども、施工管理も含めましてですね、来年度3名人員を強化しておりますし、そういった意味ではトップになる班長が、指揮をとってですね、職員のみならず、ちゃんと施工管理が、体制が図れるようにですね、それは当然やっていくということで考えています。今おっしゃっていたような形でのある意味での御心配かけないようにですね、しっかりやっぱりこれは今かなりその煩雑に工事もやってますし、その工事がどこか1つでも長期間止まるっていうことは、やっぱり最終的なスケジュールの問題も出てきますので、そういうことがないようにしっかり進捗管理はですね、やっていきたいというふうに考えております。

○高嶺善伸委員 それで平成20年度は53億円程度の土木工事を中心に発注があるようですが、切土、盛土等の造成工事以外にですね、主な平成20年度に予定してる工事というのはどういうのがございますか。

○栄野川盛信新石垣空港課長 次年度の工事の発注内容といたしましては、まず用地造成工事のほかにですね、滑走路の下に新石垣空港の場合は洞窟が並行して走っていたり、あるいは横断して走っていたりするものですから、その空洞対策工事ですね、次年度はその空洞対策工事。それから、空港の両端に飛行機の進入のための進入灯橋梁というのがあるんですけれども、その灯橋梁の下部工事と上部工事に入ってます。あと、つけかえ国道工事は現在進めておりますけれども、その舗装工事とかですね、あと環境対策のための植栽工事ですとかそういった内容の工事を予定しております。

○高嶺善伸委員 新年度も40件余りの工区工事件数があるっていうことですので、皆さんもいろいろ地元へね、受注機会確保等については御配慮いただいておりますので、引き続き次年度も御協力、御配慮をお願いしたいと、これは要望だけにしておきます。それで最後にひとつアクセス道路ですけどね、これまでの議会答弁ではこの平成20年8月の国庫支出金の要請には間に合わせたいということで、そのルート決定含め国庫支出金要請の大詰めにきているんじゃないかと思いますが、このアクセス道路の進捗状況と国庫予算要求に向けての



見通しなどについてお聞かせください。

○仲田文昭道路街路課長 アクセス道路につきまして、ルート案を6つに示してございますが、その中で一番課題となっておりますのは、宮良地区から北のほう空港までのルート。これは2つのルートが考えられておりますが、1つは現道の国道390号を通る案とそれからバイパス案としましては、ちょっと陸側というんですかそこを通るような2つがございます。それにつきまして、その2つのルートにつきまして、宮良地区と白保地区のほうで、考え方が意見が分かれてございまして、これの集約に非常に今苦慮しているところでございます。ルート案につきましてはずいぶん、当然ルートを決めるために地元の方の意向を尊重しようということで市町村を中心にして委員会を立ち上げて、ルート案を検討していただいておりますけれども、なかなか前に進まない状況がございます。それにつきまして私どもとしましては、早目にルート案を地元で決めていただきたいということのものでございますが、今現在ですね、最終的にその案についてですね、両方がどういう風に今現在でもその後、これまで何回か接触しておりますけれども、その意見がどうなのかということを最終的に確認しまして、それを早目にですね、最終的には委員会のほうでどう扱うかということがありますので、そこをですね、早目に委員会をまた再開してそのなかで、そのルート案をどうするかということを決めていただいて、そのルート案が決まらなないと私どもとしては国の方に要望しにくい状況でございますので、早目にこのルート案の絞りをやる必要があると考えております。

○國場幸之助委員長 他に質疑はありませんか。

辻野ヒロ子委員。

○辻野ヒロ子委員 関連しますので、高嶺委員の質疑の中にありました、ルート案の今お話が出ましたけれども、何か1年も前からずっと停滞しているような感じで前に進まない状況ですよね。それをぜひ積極的に県のほうが進めていただくようお願いしたいんですが、その件今後もそのまま地元だけに任せておくとなかなか、もうスケジュールを見ますときちっと案ができていますので、それと並行して今回ターミナルのビルのほうも進んでおりますので、ルート案のほうもそのあたりをきちっと計画を立てていただいて、本当に開港に間に合うようにですね、やらないといけないと思うんですが、そのあたりもう少し踏み込んでいかがでしょうか。

○仲田文昭道路街路課長 ルート案の絞り込みにつきましては、当然県の支庁のほうもですね、八重山支庁のほうで、県のほうの窓口であります。それは市と一緒に地元の方と意見を聞くということですね、県も積極的に関わっていきたいと考えております。

○辻野ヒロ子委員 どうぞ新年度、平成20年度にはですね、きちっとこうもつとアクションを起こしていただいて、芽出しをしていただきたいと思います。そのあたり部長いかがですかね。

○首里勇治土木建築部長 アクセス道路については結構時間がかかって現在に至っておりますけれども、地元の状況があると、事情があるということでございます。そういう中で努めて予算時期ごろまでに、ある程度のルートが絞られるという、可能性を踏まえてですね、次年度の要求についても検討していきたいと考えております。

○辻野ヒロ子委員 地元のコンセンサスが必要だと思いますので、特に宮良地域の方たちからもそのことをですね、言われてますので、そのあたりも考慮していただきながら白保地域の皆さん、宮良地域の皆さんが納得のいくようなそういうルート案をはっきりと決めていただく段階じゃないかなと思いますので、頑張ってくださいと思います。

あと1件は、ターミナルビルについて予算委員会でもお伺いしましたけれども、根路銘委員長を中心にターミナルビル等検討委員会が設けられておりますが、スケジュール的には今年の年度内にはもう会社が設立できるってことですよね、そういう中で具体的に今後どういう形でそれまでにスケジュールが進められるのか伺いたいと思います。

○根路銘恵一新石垣空港統括監 今ターミナルビルの調整会議を進めておりました、これまでですね、調整会議を受けて地域の意見の意向とかですね、それから航空会社のいろんな意向をお聞きしました。それをもとに、4月にはですね、概略の施設規模を決めてですね、それからその経営形態ですね、その検討を行いまして概略の財務分析までもっていきこうかなと考えております。そういったことを踏まえまして、先ほど部長からもちょっと説明ございましたけれども、これを受けて、さらに平成20年度ですか、今私が言いました施設規模とか運営形態、財務計画ですね、さらに細かくその分析をいたしましてですね、ターミナルビルそのもののですね、検討委員会を設置してですね、検討してい

ただいて、さらにターミナルビルの検討委員会と並行して、会社設立の準備委員会をですね、立ち上げてそれでできましたら、できましたらじゃなくてもう3月までにはですね、会社を立ち上げたいということで考えています。ですから今後そのそういった経営計画とか資金調達計画そういうものがきちっと出ませんとですね、いわゆる地元には、これ地元だけじゃなくて県もそうですし沖縄振興開発金融公庫もそうですし、地元の企業の皆さん、エアライン、やっぱり出資計画がはっきりしませんと幾ら出資していいのかわからないということもございますので、その辺をしっかりと今年度いっぱいにはですね、固めてですね、会社設立に向けて取り組んでいきたいと考えてます。

**○辻野ヒロ子委員** それと先月でしたかね、八重山経済人フォーラムが主催して、稲嶺恵一前県知事が、講演の中でですね、ターミナルの出資をこれから観光客が増大する、そして海外からの誘客ということでも、台湾の方を出資させたらどうかという問題提起もあったんですが、その件について根路銘統括監も一緒だったと思いますが見解お伺いしたいと思います。

**○根路銘恵一新石垣空港統括監** 今ちょっと稲嶺前知事がですね、そういったことをおっしゃったというの私は初めてお聞きしました。

その件については、地元の皆さんが国外の方々も出資に加えるかどうかというのですね、地元の企業の皆さん方がどう考えるかっていうことになるかと思うんですけども、それについてちょっと県のほうでですね、ちょっと今のところどういう形になるかっていうのはお答えできない状況ですけども。

**○辻野ヒロ子委員** 今後の課題になるかと思いますが、そういう問題提起もありました。実際ですね、そういう中で、ターミナルビルの問題、それから先ほどのアクセス道路の問題ですね、そしてまた附帯するいろいろ施設設備もくると思いますので、大変な多額の予算をかけての大型工事ですので、ぜひまた新年度も頑張っていたきたいと思います。

首里土木建築部長、本当にお世話になりました。新石垣空港、特に、八重山でも勤務なさるし、もうずっとかかわってらした首里土木建築部長にはもう感謝申し上げたいと思います。どうぞ、お体に気をつけてください。終わります。

**○國場幸之助委員長** 他に質疑はありませんか。

高嶺委員への答弁で修正があるようですので答弁を許可します。

栄野川盛信新石垣空港課長。

○**栄野川盛信新石垣空港課長** 先ほどのですね、高嶺委員への答弁で誤りがありましたので、ちょっと修正をさせていただきたいと思います。

平成19年度ですね、執行状況41%と言ったんですけれども、51%の間違いであります。失礼しました。

○**國場幸之助委員長** 他に質疑はありませんか。

外間久子委員。

○**外間久子委員** 先ほど、部長の説明の中で用地取得については、ちょっと困難を要すると、土地収用法もちょっと視野に入れなきゃならないというふうな御説明があったんですが、今現在やはり地元にいる部分も土地収用法かけなきゃならない部分なのか、県外にいる人たちの部分で今困ってらっしゃるのか、どっちなんですか。じゃそれで大体地主にするとどれくらいになるんですかね。県外と県内別々にすると。

○**栄野川盛信新石垣空港課長** 現在件数として残っておりますのが16件ほどございます。地権者数にしますと、共有地権者の方々がおりますので、この共有地権者が714名ということで、そのうちの大多数が本土のほうに在住をしている方々になります。先ほどの16件のうち県外の方はまず、企業とですね、それからあとおひとりおれまして、残りの方は県内在住者になります。

○**外間久子委員** そうするとその16件の中で、坪面積にすると全体の中でどれくらい占めるんですか。

○**栄野川盛信新石垣空港課長** 残っている面積としましては、約28ヘクタール、率にしまして14.3%になります。

○**國場幸之助委員長** 他に質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**國場幸之助委員長** 質疑なしと認めます。

以上で終了なんですが、首里勇治土木建築部長が、もう最後の答弁の機会だと思いますので、この新石垣空港にかける思い、また社会資本にかける思いを

ですね、長い公務員生活を振り返りまして、最後のごあいさつをよろしく願い申し上げます。

**○首里勇治土木建築部長** 発言の機会を与えていただきありがとうございます。私は昭和45年入庁、当時の琉球政府でございますので、ある意味では私ら戦後生まれのいわゆるゆべりブームですね、堺屋太一さんに言わせると団塊の世代と言われている最初の世代ですので、そういう意味では琉球政府を経験したというのはもうほとんどいなくなりつつあるということで、当時の一刻としての社会資本整備にかかわってきましたし、復帰という本当に世変りの段階で本土との格差是正ということで、沖縄の振興開発計画が立案され現在に至っております。当時の沖縄の社会資本の現状というのは、皆さん方も御存じのように道路、港湾、空港においても本当に劣悪な状況のなかで、沖縄のそういう福祉、観光、現在は観光で沖縄のリーディング産業となっておりますけれども、非常にそういう意味では劣悪の中で私ども土木建築部は、高率補助のもとでここまで来た思いをいたしております。

しかしながら、その中でやはり公共事業に対する県民、国民の考え方も大分変わってきておりまして、昨今は非常に厳しい状況の中で土木建築部職員も頑張っております。今後とも社会資本というのは、本県のいろんな意味でこれからも必要であるし、大いに土木建築部の後輩の方々には頑張っていたきたいという思いを強くしております。

そういう状況の中で、この新石垣空港は昭和50年代の中ごろ、実は奄美空港と同じところに事業採択をいたしまして、奄美空港の形、海をいわゆる埋め立てる。背後の河川の状況、土地改良の状況、上空の航空写真から見ますと、本当にどれが奄美空港でどれが新石垣空港かわからないような当時の白保空港での計画でございました。当初は2500メートルで立案し、その後サンゴの保全等の問題が出まして、2000メートルでまた計画変更すると。当初の2500メートル段階で漁業権補償4億5000万円を漁民の方に補償し、背後のエプロン用地も全部取得し、いつでも着工のゴーのサインが出ておったんですけども、環境問題で結果的にはカラ岳海上案に変更。そこでも、やはり白保のサンゴ礁は一体であるという毅然とした環境問題の声が大きく、当時大田県政に変わりまして、また宮良案に変更。宮良案では、地元の皆さん方の土地に対する思いというのが強くて、8年でも宮良案の中では進まなかったと。それで稲嶺県政になりまして、これはもう地元の問題だから、地元を検討していただくということで、現在の白保陸上案に戻ってきたということで、これについては白保地域の皆さん方の苦渋の選択だったと言われております。

そういうことで、この石垣空港振り返ってみますと、やはり当時の社会状況というのは、埋め立てにしても今みたいな環境アセスメント制度がございません。そういう意味で、港湾法の埋め立てに基づく環境保全の図書ということで、ある意味では当時の技術の状況の中でスタートしたのが新石垣空港のその環境問題で、にわかに全国的な環境問題にまで、あるいは世界的な環境問題にまで発展してきたという状況がございます。そういう意味で私ども土木建築部職員も恥ずかしいことではあるんですけども、環境に対する意識は当時は欠けていたと。その後のそういう市民運動の流れの中で、やはり行政も耳を傾けるということで、今では新石垣空港方式ということで全国的にこの環境問題については非常に先進的ないい位置にあるかと思えます。そういった石垣空港の環境問題を受けて、国の方も環境アセスメントという制度もつくってきまして、そういう意味では環境に関しては、先ほども議論がありましたように本県のほうが一生懸命頑張っております。

新石垣空港は、全国でも事例のないような、環境問題のその予算も相当の額を入れておりますので、ある意味では陸上で本当に白保の海域を安全に守りながら進んでいくというふうに私は自信を持って答えられると思えます。そういう中でやはり、この公共事業の一番の課題である環境問題、そして土地問題、やはり土地が解決しないと、後ろに控えている基盤整備工事が進めないという状況の中で、本当にこの石垣空港が、ある意味では公共事業の用地と環境という大きな課題を抱えながらここまできました。ということですので、今後は先ほどから説明がありますように、順調にいくということを期待しておりますし、早い時期に石垣郡民の夢を乗せた一番機が飛んで行くであろうということを期待しながらですね、今後はしかるべきところでその空港の推移を見守っていききたいなというふうに思っておりますので、また県議会議員の皆さん方も国政に出られる方、そしてまた、今限りで勇退される方、そしてまた6月の県議会議員選挙で再度チャレンジをされる方もおりますので、ひとつまた夢を持ってですね、ぜひご活躍されることを祈念いたしまして私のあいさつにかえさせていただきます。本当に長い間、お世話になりました。ありがとうございました。

**○國場幸之助委員長** 以上で、新石垣空港の整備事業の進捗状況と県の取り組みについて質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

どうぞ御退席ください。

(休憩中に、執行部退席)

○**國場幸之助委員長** 再開いたします。

陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

これより、陳情等の採決を行います。

陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議願います。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○**國場幸之助委員長** 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**國場幸之助委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

お手元に配付してあります本委員会の付議事件を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**國場幸之助委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、本委員会付議事件観光の振興及び新石垣空港の建設促進並びにこれらに関連する諸問題の調査及び対策の樹立に係る沖縄修学旅行の推進についてを議題とし、直ちに審査を行うことにつきまして、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、沖縄修学旅行の推進について協議した結果、議題として追加し直ちに審査を行うことで意見の一致を見た。)

○國場幸之助委員長 再開いたします。

沖縄修学旅行の推進についてを議題として追加し、直ちに審査を行うことについては、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○國場幸之助委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

沖縄修学旅行の推進についてを議題といたします。

沖縄修学旅行の推進に関する要請決議を議員提出議案として提出することにつきましては、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、沖縄修学旅行の推進に関する要請決議の提出について協議した結果、要請決議を提出すること及び文案については案のとおりとすることで意見の一致を見た。)

○國場幸之助委員長 再開いたします。

沖縄修学旅行の推進に関する要請決議を議員提出議案として提出することにつきましては、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○國場幸之助委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された陳情等の処理はすべて終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。



沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 國 場 幸之助